

ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業計画書

令和 7 年 5 月 23 日

北海道知事 鈴木 直道 様

ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき次のとおり事業計画書を提出します。

【1 計画事業名】

事業の名称	再生可能エネルギーと充電設備・V2Xシステムを活用した地域の脱炭素及び事業継続能力・災害対応能力の向上について
-------	---

【2 事業計画提案者】

事業者の名称	岩内町
--------	-----

(市町村又はコンソーシアム代表者)

申請者名	岩内町長 木村 清彦		
住 所	〒045-8555 岩内郡岩内町字高台134番地1		
業 種	地方公共団体	資 本 金	
従業員数	職員数 254名 (うち 臨時雇用・パート 100名)		
主な事業内容	行政		
設立年月日 及び沿革	明治2年(1869年)蝦夷地が北海道と改称し、「岩内」に開拓使出張所が設置 明治33年(1900年)一級町村制施行 昭和30年(1955年)岩内町と島野村が合併し、新岩内町誕生(人口26,242人・戸数4,860戸)		
連絡担当者	所属	総務部総務課	
	電話	0135-62-1011	Fax 0135-62-3465

(コンソーシアム構成員)

申請者名			
住 所	〒		
業 種		資 本 金	
従業員数	一般被保険者又は職員数 名 (うち 臨時雇用・パート 名)		
主な事業内容			
設立年月日 及び沿革			
連絡担当者	所属		職名・氏名
	電話		E-mail

(注1) 構成員が2者を超える場合には、構成員欄を増やして記入してください。

(注2) 事業計画書の提出にあたっては、コンソーシアム協定書の写を添付してください。

【3 市町村の総合計画や新エネルギー導入計画等における当該事業の位置づけ】

名 称	岩内町総合振興計画
策定年月日	令和3年10月18日
概 要	基本理念の「健やかなまちづくり」を実現するため、まちの将来に向けた5つの大綱・目標を定め、まちづくりの方向性を明確にし、持続可能なまちづくりを進める。
位置づけ	本事業は5つの大綱・目標のうち、「持続可能なまちづくり・環境にやさしい地域社会の形成・再生可能エネルギーの推進」に位置付けられる。

名 称	岩内町ゼロカーボンビジョン
策定年月日	令和6年6月1日
概 要	基本理念の「人と自然にやさしい安心して暮らせる持続可能なゼロカーボンシティの実現」に向け、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける持続可能なまちづくりを目指す。
位置づけ	本事業は5つの重点施策のうち、「避難所施設の再エネ導入による安全安心なまちづくり/公共施設を中心とした再エネ等を活用した脱炭素と防災性向上区域の構築/町内モビリティのEV化及び充電インフラの構築」に位置付けられる。

名 称	岩内町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
策定年月日	令和5年8月1日
概 要	町の事務事業における温室効果ガス排出量の削減に向け、削減目標と4つの基本方針を設定し、2030年までに2013年比で46%の削減に向けた取り組みを行う。
位置づけ	本事業は4つの基本方針のうち、「再生可能エネルギーの積極的な活用」として、「公用車の更新時には低燃費・低公害車(HV・EVなど)などの環境負荷低減に配慮された次世代自動車の導入を積極的に推進するとともに、付随する充電ステーション・水素ステーション等の導入検討も推進する」に位置付けられる。 また本事業は、実行計画の目標となる「2030年度の温室効果ガス総排出量を2021年値で370.7t-CO ₂ 削減」を実現するための具体的な取組にも位置付けられる。

(注1)複数の計画に位置づけられている場合には、欄を増やして記入してください。

【4 事業の内容】

(1)補助対象事業の内容

●本町では、未来に向けて、環境・経済・社会の調和を保ちながら成長を続ける「持続可能なまち」を次の世代へ引き継いでいくため、令和6年6月に町民、地域、団体、事業者とのパートナーシップにより、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に向けて「岩内町ゼロカーボンビジョン」・「岩内町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、各種の取り組みを進めている。

●本町は、これまでも原子力発電所立地地域からの「エネルギーの多様化」「エネルギーミックスの実践」を目指し、温泉熱・小水力のほか、近年では、太陽光発電を用いたトラウトサーモン陸上養殖事業や、令和8年度開校の義務教育学校へのZEB READY導入、岩宇・南後志地域の洋上風力「促進区域」の指定に向けた、ゼロエミッション電源導入の取組を進めている。

●本事業の内容としては、役場庁舎・保健センター前に、ソーラーカーポート・急速充電器・普通充電器・V2Xシステム・EV普通乗用車を配備することにより、太陽光発電による建物使用電力の再生可能エネルギー割合の増加(既存の冷暖房設備に『地中熱』を使用)、V2Xシステムによる自動車と建物の間の電気の相互供給、災害対策拠点施設・避難所のバックアップ電源、発災直後のEVによる避難所等への給電などの活用を図る。

こうした脱炭素の取り組みを町が率先することで、町民・事業者・近隣地域への啓発となるほか、その効果を積極的に情報発信することが波及効果を生み、町全体のゼロカーボンの推進が期待される。

なお、本事業は、設計・施工一括発注方式として、事業目的やサービス水準の維持と矛盾しない限り、要求水準書に示す、設備の利便性・安全性・効率性を向上させる提案があれば評価の上、施工予定以外の設備構成を導入する可能性がある。

(2) 地域の特性の活用と導入が見込まれる新エネルギーの内容

●太陽光パネルの発電能力については、ソーラーカーポートの設置規模で算定。		
●本町の年平均気温は、約9.1℃と北海道内の道北・道東に比べ高めであり、庁舎南側に位置する駐車場にソーラーカーポートを設置するため融雪が期待できることから、太陽光パネルはフラットにしても十分な発電量は期待できるものと見込んでいる。また、庁舎の一般来客用駐車場に配置するため、町民及び車両往来の際の落雪による危険性の観点からもフラットの設置を採用する。		
・事業に伴う設備導入の状況 ※計算式等の算出資料を添付してください。		
発電・発熱設備容量(予定)		20.32 kW
計算式 0.635kw × 32枚		

(3) V2X及び電気自動車の特性の活用

●V2Xのシステム構成については、系統連携型V2X充放電システム(6kw未満)を1台設置し、EVを供給源として役場庁舎・保健センターに電力を供給することで、非常用発電機と併用したバックアップ電源として停電時・災害発生時の電力確保を図るとともに、平時はエネルギー管理システム(EMS)と連動し、庁舎等の商用電力構成を抑えるピークカットや、安価な夜間にEVを充電するピークシフトなど、庁舎等のエネルギー消費量、CO2排出量、エネルギーコストの削減を図る。

なお、本事業による停電時・災害時の電力供給については、発電量等を考慮し、屋外設備に非常用コンセントを整備し、避難所となる保健センター前の屋外テントなどでの使用を主に想定している。また、EVでの庁舎等商用電力のピークカットについては、本年度導入予定のEV4台のほか、次年度以降の計画的なEV増車により、午後のピーク時間帯に放電用車両を常時配置する予定である。なお、急速充電器については、エネルギーマネジメントの対象外としている。

●EVの運用方法については、普通乗用車日産リーフ1台を購入し、平常時は主に職員の町外出張用公用車として使用することで、ガソリン車と比較し、エネルギー消費量、CO2排出量、エネルギーコストの削減を図る。また、発災直後の非常時には、速やかに避難所等に配置し、設備備品への給電に活用する。

●V2X及びEVによる地域への導入拡大に向けた普及啓発活動などの取組内容については、庁舎等来庁者へのデジタルサイネージ、町広報紙・ホームページ・SNSでの情報発信のほか、町主催の「ゼロカーボンフェスタ」、町全体のゼロカーボンビジョンの推進体制を協議する「岩内町ゼロカーボン推進協議会」などと情報共有を図ることにより、本事業の啓発と、町全体へのゼロカーボンビジョンの基本理念の浸透を図るものとする。

【5 補助対象事業のスケジュール】

事業項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募型プロポーザルによる受託候補者の選定・契約前打合せ				→						
補正予算成立・契約			→	→						
設計・建設工事・完了(設計・施工一括発注方式)										→
EV購入契約・納車(普通乗用車)							→			

【6 成果を持続(次年度以降)するための方策】

(1) 成果を持続させていくための取組等

●事業採算性の確保や事業継続していくための取組としては、ソーラーカーポートの年間発電量約21,360kwhが、EV13台分の年間消費電力量約10,700kwhを賄え、余剰分は庁舎等で自家消費する試算をしている(本町では令和7年度に本事業のほか、EV軽乗用車3台を導入。令和8年度以降も既存ガソリン車の更新時期に合わせて計画的に公用車のEV化を推進していく)。

●将来的には住民等向けに急速充電設備を有償で解放し、その売電収益を事業持続性の観点から、設備の維持・更新費用の財源に活用したいと考えているが、現時点において売電事業の実施時期は確定していない。

(2) 発電事業の収支及び補助金返還見込み

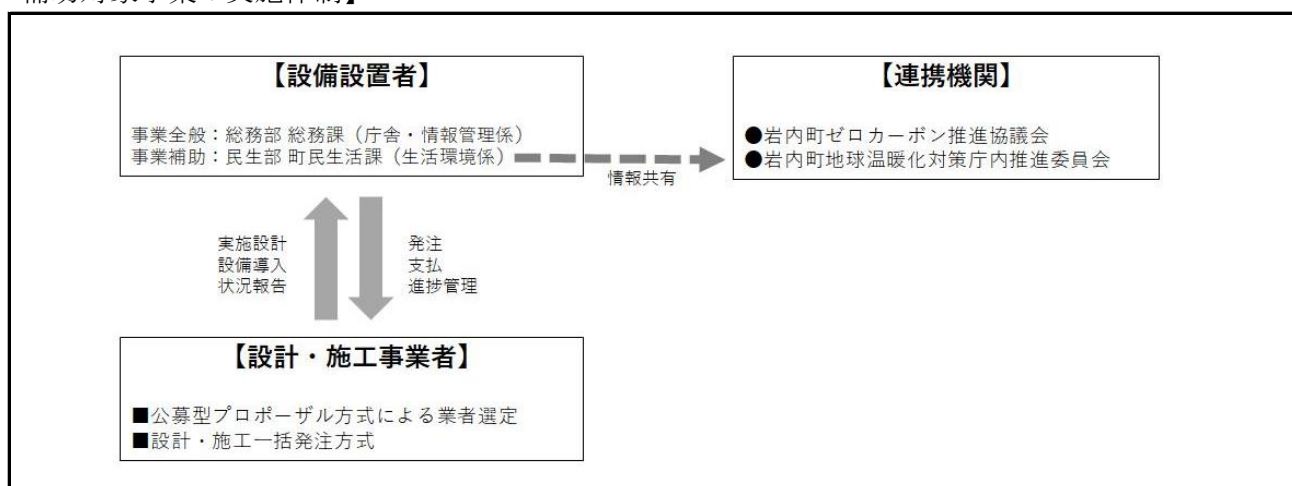
※ 補助対象事業が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)第2条第4項に定める再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の導入事業であり、導入する設備が法第9条第3項に定める事業計画の認定を受ける設備である場合は、売電収入と道への納付金額の見込み等について、以下の表に記載してください。

	運転開始		2年目		3年目		～		○年目	
年 度	令和	年	令和	年	令和	年	令和	年	令和	年
収 入		円		円		円				円
支 出		円		円		円				円
経常利益		円		円		円				円
返 還 額		円		円		円				円
純 利 益		円		円		円				円

注 1 補助金返還額は、発電事業における売電収入の範囲内とし、原則、運転開始の翌々年度から、補助金を返還する計画としてください。

2 初期費用を支援する趣旨から、返還期間は経営に支障が生じない範囲での早期とする計画とし、固定価格買取制度による売電期間を限度としてください。

【7 補助対象事業の実施体制】



【8 事業成果の普及啓発等の内容】

●事業成果の普及啓発等の内容については、事業内容や発電量などを庁舎に設置するデジタルサイネージで来庁者へ発信するほか、町広報紙・ホームページ・SNS、町主催の「ゼロカーボンフェスタ」、町全体のゼロカーボンビジョンの推進体制を協議する「岩内町ゼロカーボン推進協議会」に情報共有を図ることなどにより、本事業成果の啓発を図る。

●一般防災訓練等において、EVを避難所等へ配備する実践的な訓練等を組み入れ、地域住民にその有用性を体験してもらうことにより、事業成果の啓発と一般家庭へのEVに対する理解促進を図る。

【9 事業により期待される効果(地域活性化、波及効果など)】

(1) 地域活性化効果や波及効果

●事業実施による地域活性化や波及効果については、太陽光発電パネルの設置、保守管理、修繕を地元業者に委託することで地域の経済循環を図るとともに、V2X・EMS・EVと連動したシステム導入は、周辺自治体では事例がないことから、その稼働実績を広く公表することにより、周辺自治体はもとより、民間企業への波及効果が期待できるものと考えます。

●本町では、これまで原子力発電所立地地域としての役割を長年担ってきたが、今後、単一のエネルギーに依存すること無く、多様なエネルギーミックスを検討し、平常時は脱炭素社会の達成に寄与しつつ災害時には安全で安心なエネルギーの供給体制の構築を目指すため、「エネルギー安定供給の確保」、「環境への適合」、「経済効率性」、「安全性」、「地域活動の持続性」の方針を定め、様々な具体的取組を進めており、その一つとして本事業を位置付けている。これらの取組自体が、地域における環境教育にも活用可能であり、本事業では、町民の身近な場所で脱炭素に向けたプロジェクトが実践されることで、エネルギー構造高度化の理解促進に貢献するとともに、地域住民のコンセンサスの醸成が一層図られるものと期待する。

(2) 二酸化炭素の排出量削減効果

●事業実施によるCO₂の排出量削減効果の見込みについては、数式等により記載してください。(t-CO₂/年)

発電・発熱設備容量 ※【4 事業の内容】(2)に同じ	20.32 kW
年間発電量/ガソリン等充当分の電力削減量(推計値)	21,360.38kWh
年間CO ₂ 削減量(推計値)	15 t-CO ₂
計算式 別紙のとおり	

【10 補助対象事業費】

(1) 補助対象事業に要する経費	53,800,000 円
(2) 補助金要望額	20,851,000 円
(3) 事業者負担額	32,949,000 円

(4) 補助対象事業の経費の配分

項目	区分	内容	補助対象事業に要する経費	負担区分		備考
				補助金要望額	事業者負担額	
備品購入費		普通充電器(1台)	3,300,000 円	1,650,000 円	1,650,000 円	
		V2X(1台)	2,200,000 円	1,100,000 円	1,100,000 円	
		EMS(一式)	3,300,000 円	1,650,000 円	1,650,000 円	
		急速充電器(1台)	4,100,000 円	0 円	4,100,000 円	
工事費		ソーラーカーポート設置工事(6台分)	2,400,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円	
		電気工事	14,100,000 円	4,809,000 円	9,291,000 円	
		土木工事	6,200,000 円	2,114,000 円	4,086,000 円	
		諸経費・管理費	8,400,000 円	3,716,000 円	4,684,000 円	
		設計費	5,000,000 円	2,212,000 円	2,788,000 円	

		小計	49,000,000 円	18,451,000 円	30,549,000 円	
備品購入費		EV購入(普通乗用車)	4,800,000 円	2,400,000 円	2,400,000 円	
		合計	53,800,000 円	20,851,000 円	32,949,000 円	

経費の説明

●経費の内、急速充電器については、商用系統から引き込む電力構成となることから全額を事業者負担額とし、電気工事、土木工事、諸経費・管理費、設計費についても経費按分し、急速充電器に係る費用を除いた補助金要望額としている。

●なお、設計・施工一括方式による事業者の創意工夫の発揮により、サービス水準の向上が認められる上記以外の設備構成を導入する可能性があり、その場合、経費の構成・金額に変更が生じる可能性がある。

(5) 事業請負の選定方法

●設備については、設計・施工一括発注方式の公募型プロポーザルによる企画提案書・プレゼンテーションの審査を実施し、評価が最も優れている事業者を選定し随意契約により、契約相手方を決定する。

●EVについては、指名競争入札を実施し、契約相手方を決定する。

(6) 予算措置又は財政基盤の有無

●令和7年第3回定例会に補正予算を上程し、予算を措置する(9月)。

●負担区分の事業者負担額については、脱炭素化推進事業債や過疎対策事業債(脱炭素特別枠)の活用を予定している。

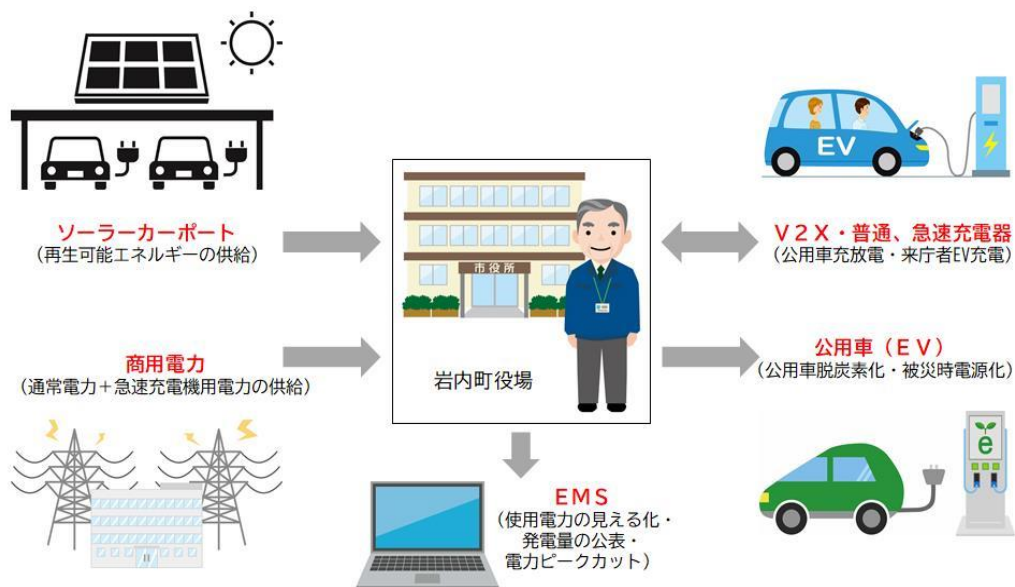
(7) 事業実施に伴う歳入増加額

費目区分	単価	数量	金額	実施主体
			0	
計			0	

歳入増加の説明

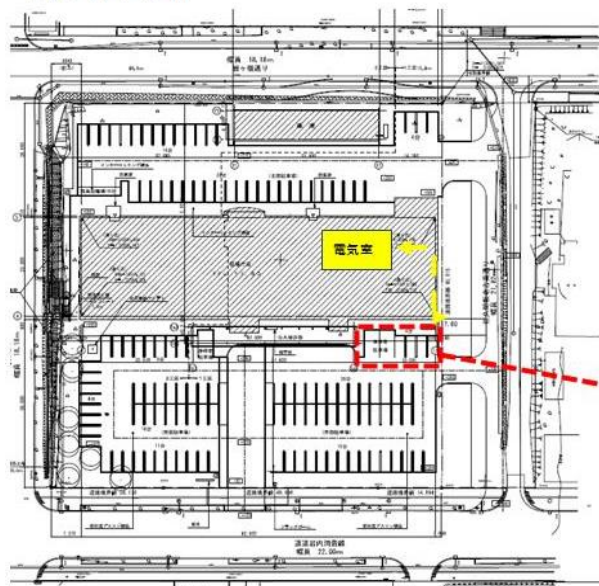
【11 事業計画の概要図・フロー図】※テキストではなく視覚的にわかるよう図等を用いて描写ください。

●事業概要図

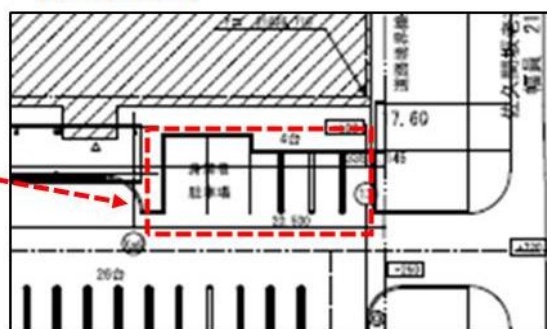


●設備設置位置イメージ図

【設置位置図】



【拡大位置図】



※添付書類

- (1)コンソーシアム協定書の写し(「コンソーシアム協定書(案)」を参考とすること)
- (2)決算書(直近2期分)(事業報告書・貸借対照表・損益計算書等)
- (3)定款又は商業登記法第10条に規定する登記事項証明書
- (4)会社案内等のパンフレット
- (5)当該事業計画に関する総合計画や新エネルギー導入計画等
- (6)当該事業計画に関する特許、実用新案、意匠登録、プログラム著作権等を取得又は出願している場合はその書類の写し(出願番号又は登録番号及び技術の概要がわかるもの)
- (7)その他事業計画に関して参考となる書類